

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 3月 2日

【会社名】 三井倉庫ホールディングス株式会社

【英訳名】 MITSUI-SOKO HOLDINGS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古賀 博文

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目20番 1号

【電話番号】 03 (6400) 8006 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 藤井 秀之

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目20番 1号

【電話番号】 03 (6400) 8006 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 藤井 秀之

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第16回無担保社債（7年債）	4,000	百万円
第17回無担保社債（10年債）	6,000	百万円
計	10,000	百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年 1月30日
効力発生日	平成30年 2月 7日
有効期限	平成31年 2月 6日
発行登録番号	30 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 10,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 10,000百万円
（10,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

銘柄	三井倉庫ホールディングス株式会社第16回無担保社債
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金4,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金4,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.470%
利払日	毎年3月9日及び9月9日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成30年9月9日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月9日及び9月9日の2回に、おのおのその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 半か年に満たない期間の利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「9. 元利金支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成37年3月7日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成37年3月7日にその総額（買入消却を行った場合は、その合計額を本社債の総額から減額することにより確定された新たな本社債の総額。）を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降、いつでも行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「9. 元利金支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成30年3月2日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成30年3月9日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1.当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の社債(本社債と同時に発行する第17回無担保社債を含む。)に担保提供する場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。本項における担保提供とは、当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすること、及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約することをいう。</p> <p>2.当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を平成30年3月2日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されない。社債権者は、本社債を管理し、又は債権の実現を保全するために必要な行為を行うものとする。

4. 期限の利益の喪失に関する特約

当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債の総額について期限の利益を喪失し、遅滞なく本(注)5.に定める方法により本社債の社債権者にその旨を通知する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号又は第(2)号の定めに従って違背したとき
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号から第(3)号の定めに従って違背したとき
- (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の定めに従って違背したとき
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をしたとき
- (7) 当社の株主総会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき
- (8) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき

5. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して、社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙に掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7．社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）10．（1）を除く。）の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力は生じない。
- (2) 前（1）の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。以下同じ。）の社債を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

8．社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類別の社債の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本社債の種類別の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類別の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本社債の種類別の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

9．元利金支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

10．財務代理人、発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社は、三井住友信託銀行株式会社（以下財務代理人という。）との間に平成30年3月2日付三井倉庫ホールディングス株式会社第16回無担保社債財務代理契約証書を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務ならびに発行代理人及び支払代理人としての事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本社債については、社債権者に対していかなる義務又は責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。
- (3) 財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本（注）5．に定める方法により社債権者に公告する。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（7年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,000	1．引受人は、本社債の全額につき、買取引受を行う。 2．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
計	-	4,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	三井倉庫ホールディングス株式会社第17回無担保社債
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金6,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金6,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.665%
利払日	毎年3月9日及び9月9日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成30年9月9日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月9日及び9月9日の2回に、おのおのその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 半か年に満たない期間の利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「9. 元利金支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成40年3月9日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成40年3月9日にその総額（買入消却を行った場合は、その合計額を本社債の総額から減額することにより確定された新たな本社債の総額。）を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降、いつでも行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「9. 元利金支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成30年3月2日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成30年3月9日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の社債（本社債と同時に発行する第16回無担保社債を含む。）に担保提供する場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。本項における担保提供とは、当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすること、及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約することをいう。</p> <p>2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を平成30年3月2日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債には会社法第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されない。社債権者は、本社債を管理し、又は債権の実現を保全するために必要な行為を行うものとする。

4. 期限の利益の喪失に関する特約

当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債の総額について期限の利益を喪失し、遅滞なく本(注)5.に定める方法により本社債の社債権者にその旨を通知する。

(1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号又は第(2)号の定めに違背したとき

(2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号から第(3)号の定めに違背したとき

(3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の定めに違背したとき

(4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき

(5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をしたとき

(7) 当社の株主総会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき

(8) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき

5. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して、社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙に掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

6. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)10.(1)を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力は生じない。

(2) 前(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。以下同じ。)の社債を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

8. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類別の社債の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本社債の種類別の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類別の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本社債の種類別の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
9. 元利金支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
10. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
(1) 当社は、株式会社三井住友銀行(以下財務代理人という。)との間に平成30年3月2日付三井倉庫ホールディングス株式会社第17回無担保社債財務代理契約証書を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務ならびに発行代理人及び支払代理人としての事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本社債については、社債権者に対していかなる義務又は責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。
- (3) 財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本(注)5.に定める方法により社債権者に公告する。

4【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	6,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
計	-	6,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

5【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	70	9,930

(注)上記金額は、第16回無担保社債と第17回無担保社債の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

差引手取概算額9,930百万円は、平成30年3月末までに3,000百万円を短期借入金の返済資金に、残額を平成30年6月7日に償還となる第12回無担保社債10,000百万円の償還資金の一部に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第169期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） 平成29年6月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第170期第1四半期（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日） 平成29年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第170期第2四半期（自平成29年7月1日 至平成29年9月30日） 平成29年11月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第170期第3四半期（自平成29年10月1日 至平成29年12月31日） 平成30年2月7日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年3月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成30年3月2日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項のうち、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の見込みは平成29年11月13日付、営業活動によるキャッシュ・フローは平成30年2月7日付で修正しております。

上記修正事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

先述の「事業等のリスク」に記載した事項が顕在化した場合など、将来の経営環境その他の要因により、将来に関する事項については、達成できない可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三井倉庫ホールディングス株式会社 本店
（東京都港区西新橋三丁目20番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし